

2宗監第159号
令和2年12月8日

様

宗像市監査委員 佐藤光俊
宗像市監査委員 小林栄二

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和2年10月14日に提出された、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果について別紙のとおり通知します。

(別紙)

住民監査請求に基づく監査の結果について

令和2年10月14日に提出された、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は下記のとおりである。

記

第1 請求の内容

1 請求人

氏名

住所

2 請求の要旨

宗像市玄海B&G海洋センター（以下「本件体育施設」という。）の使用料の適正な賦課を怠っていることが、違法もしくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実であるとして、請求人が提出した宗像市職員に対し措置を求めた請求書（以下「措置請求書」という。）及びその内容について事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、本件請求において対象となる財務会計上の行為又は怠る事実及び請求人が求める措置の内容は次のとおりである。

（1）請求の要旨及び理由

（措置請求書原文より抜粋。）

現在宗像市玄海B&G海洋センターの使用料の値上げが進められているが、情報公開決定通知書（宗像市玄海B&G海洋センターの料金改定に関する資料）を確認するとその計算根拠に誤りがある

誤りと考えられるのは、コストのうち、減価償却の箇所である。

玄海B&G海洋センターは、ブルーシー・アンド・グリーンランド財団の費用負担の基に昭和55年11月に建設され、昭和59年11月に玄海町に贈与されたものであるが、料金改定に関する資料によると、昭和55年に取得価額148,919,850円で玄海町（現在宗像市）が取得したとされている。贈与であるので、その取得価額は0円であるはずである。

よって、それをもとに計算した減価償却は誤りであり、宗像市玄海B & G海洋センターの料金改定の根拠は計算誤りであると言える。

よって、適正な使用料の賦課を怠っており、本件請求は、地方自治法第242条第1項の規定する違法もしくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実と考えられるので、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、違法又は不当な財務会計上の行為を是正するために必要な措置を請求します。

(2) 事実証明書

ア 情報公開決定通知書（宗像市玄海B & G海洋センターの料金改定に関する資料）

イ 宗像市玄海B & G海洋センターに関する登記情報

ウ ブルーシー・アンド・グリーンランド財団について（ウィキペディアより引用）

第2 監査の実施

1 請求書の提出

措置請求書が令和2年10月14日に提出された。

2 請求の受理

審査した結果、本件請求は自治法第242条に規定された要件を具備しているものと認め、令和2年10月16日に受理を決定した。

3 請求人による証拠の提出と陳述

自治法第242条第7項の規定に基づき、令和2年10月26日に請求人による証拠の提出と陳述の機会を設定し、請求人に通知した。請求人は措置請求書に追加する証拠はなく、陳述には出席しない旨を回答した。

4 監査の対象事項

請求人が提出した措置請求書及び事実証明書で確認した内容を基に、監査の対象事項を次のとおりとした。

本件体育施設の減価償却及び料金改定の根拠の計算誤りに伴う適正な使用料の賦課を怠る事実の有無

5 監査の対象課及び関係課

本件体育施設を含む市の施設の使用料金等の見直しを所管する宗像市経営企画部経営企画課（以下「経営企画課」という。）を監査の対象課とした。

また、本件体育施設の管理運営を所管する宗像市市民協働環境部文化スポーツ課（以下「文化スポーツ課」という。）を関係課とした。

6 提出を求めた書類

対象課及び関係課に対して、監査の対象事項に関する書類の提出を求めた。それに対する提出状況等については次のとおりである。

提出された書類

(1) 経営企画課

本件体育施設の使用料見直しに係る算出方法に関する書類

(2) 文化スポーツ課

本件体育施設の取得に関する書類

7 対象課及び関係課への事情聴取

令和2年11月10日に経営企画課の職員から事情を聴取した。

なお、提出された書類を調査した結果、文化スポーツ課に対しては事情聴取の必要がないと判断した。

第3 監査の結果

1 提出書類及び事情聴取により確認した内容

(1) 本件体育施設の取得について

玄海町（現在宗像市）は、昭和59年11月5日に、本件体育施設等を財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団から無償譲渡により取得している。

(2) 本件体育施設の料金改定について

宗像市は、受益者負担の適正化及び使用料算定基準の明確化等を目的として公共施設の使用料の改定を実施しており、その使用料算定基準は次のとおりである。

ア 施設全体のコストから面積按分により算出した有料部分のコストを利用率で割戻した値に、施設種別ごとに公益性・必需性を考慮し設定された受益者負担割合を乗じる計算により、使用料を算出する。

イ 利用者にとって急激な負担増となることを防ぐため、使用料の上昇率の上限を20%とする。

ウ 上記ア及びイにより算出された使用料が福岡都市圏の同種の施設の平均使用料を大きく下回る場合は、その平均使用料の3分の2まで引き上げる。なお、現行使用料との差が大きい場合は2段階に分けて使用料を改定する。

上記算定基準により算定した結果、本件体育施設の使用料は、福岡都市圏の同種の施設の平均使用料の3分の2まで2段階に分けて改定する予定となっており、1段階目の使用料改定を平成31年4月に実施している。また、2段階目の使用料改定は令和3年4月に実施する予定である。

(3) 使用料算定基準における減価償却費について

使用料算定基準では施設全体のコストから使用料を算定している。この施設全体のコストとは、人にかかるコストや物にかかるコスト等の合計であり、物にかかるコストとして減価償却費が計上されている。なお、使用料算定基準に減価償却費を計上する目的は、減価償却費は資金を内部留保する効果を持っていることから、耐用年数経過後の施設の継続使用（建替え等）に備えるためである。

また、減価償却費は、建物の取得価額を耐用年数で除することにより算出しているが、古い施設等で取得価額が不明な建物である場合は、公営社団法人全国市有物件災害共済会が定める「建築再調達価格基準建築単価表」に掲載されている単価（以下「建築単価」という。）に面積を乗じて仮取得価額を算出している。なお、贈与等により取得した建物である場合は、使用料算定基準に減価償却費を計上する目的が耐用年数経過後の施設の継続使用（建替え等）に備えるためであることから、取得価額が不明な建物と同様の方法で仮取得価額を算出している。

2 調査により確認した内容

本件体育施設の使用料の改定手続について

本件体育施設を含む公共施設の使用料の見直し案は、平成30年1月12日に庁議で承認されている。また、平成30年第1回宗像市議会定例会において、本件体育施設を含む公共施設の使用料等の見直しにかかる議案「使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例について」は原案のとおり可決されている。

3 判断

公共施設の使用料の改定において、宗像市は、取得価額から算出した減価償却費を使用料算定基準に計上している。また、取得価額が不明な建物及び贈与等により取得した建物である場合は、建築単価に面積を乗じて算出した仮取得価額から減価償却費を算出し、使用料算定基準に計上している。このことは、耐用年数経過後の施設の継続使用（建替え等）に備える

ことを目的としているものであり、使用料算定基準に仮取得価額から算出した減価償却費を計上することは妥当な算定方法であると考える。

これを踏まえて、本件を判断すれば、本件体育施設は無償譲渡により取得した施設であるが、その使用料の算定に計上された仮取得価額148,919,850円は、建築単価135,000円に面積1,103.11㎡を乗じて算出したものであり、合理的な根拠がある。また、使用料算定において、仮取得価額148,919,850円を耐用年数47年で除して算出した減価償却費3,168,507円を計上することは、耐用年数経過後の施設の継続使用（建替え等）に備えることを目的としており、妥当な算定方法である。したがって、請求人が主張する減価償却及び料金改定の根拠の計算誤りの事実は認められず、適正な使用料の賦課を怠る事実はないものと判断した。

4 結論

監査の結果、請求人が主張する違法もしくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があるとは認められない。

このことから、本件請求は、理由がないものと認め棄却する。